

健康長寿日本一長崎県民会議設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 健康長寿日本一の長崎県づくりに向け、県民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを、多くの関係団体が連携して支援し、県民運動として展開するため、健康長寿日本一長崎県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

（役割）

第2条 県民会議は、次に掲げる事項について意見交換し、情報の共有を図るものとする。

- （1）県民の健康づくりの実践方策に関すること。
- （2）各委員が代表する組織内における健康づくりの実践方策に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、県民会議設置目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 県民会議は、委員90人以内で構成する。

2 県民会議の委員は、別表1に掲げる者その他健康長寿日本一の長崎県づくり推進に必要と認められる者で構成する。

（会長及び副会長）

第4条 県民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、長崎県知事とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 県民会議は、第3条の委員による総会を開催する。

- 2 総会は、会長が招集し、毎年度1回以上開催する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第6条 県民会議の事務局を福祉保健部国保・健康増進課内に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

（附 則）

この要綱は、平成30年11月3日から施行する。

(別表 1)

保健医療団体	一般社団法人 長崎県医師会 会長
	公益社団法人 長崎県栄養士会 会長
	公益社団法人 長崎県看護協会 会長
	一般社団法人 長崎県歯科医師会 会長
	長崎県市町村保健師会 会長
	一般社団法人 長崎県薬剤師会 会長
健康関係団体	株式会社 V・ファーレン長崎 代表取締役社長
	公益財団法人 長崎県健康事業団 理事長
	長崎県食生活改善推進協議会 会長
	長崎県スポーツ推進委員協議会 会長
	公益財団法人 長崎県体育協会 会長
	特定非営利活動法人 長崎県レクリエーション協会 会長
	長崎産業保健総合支援センター 所長
	ながさき健康・省エネ住宅推進協議会 会長
	長崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 会長
	日本健康運動指導士会 長崎県支部 支部長
医療保険関係団体	警察共済組合長崎県支部 支部長
	健康保険組合連合会 長崎連合会 会長
	公立学校共済組合長崎支部 支部長
	全国健康保険協会 長崎支部 支部長
	地方職員共済組合長崎県支部 支部長
	長崎県後期高齢者医療広域連合 広域連合長
	長崎県国民健康保険団体連合会 理事長
	長崎県市町村職員共済組合 理事長
経済団体	長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長
	一般社団法人 長崎県建設業協会 会長
	長崎県商工会議所連合会 会長
	長崎県商工会連合会 会長
	公益社団法人 長崎県食品衛生協会 会長
	長崎県食品産業協議会 会長
	長崎県森林組合連合会 代表理事会長
	長崎県中小企業団体中央会 会長
	長崎県農業協同組合中央会 会長

地域団体	社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長
	長崎県私立幼稚園連合会 会長
	一般社団法人 長崎県身体障害者福祉協会連合会 会長
	一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会 会長
	一般社団法人 長崎県保育協会 会長
	長崎県民生委員児童委員協議会 会長
	公益財団法人 長崎県老人クラブ連合会 会長
研究・教育機関	活水女子大学 学長
	長崎ウエスレヤン大学 学長
	長崎外国語大学 学長
	長崎県立大学 学長
	長崎国際大学 学長
	長崎純心大学 学長
	長崎女子短期大学 学長
	長崎総合科学大学 学長
	長崎大学 学長
	長崎短期大学 学長
	報道機関
株式会社 エフエム長崎 代表取締役社長	
株式会社 テレビ長崎 代表取締役社長	
株式会社 長崎国際テレビ 代表取締役社長	
株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長	
長崎文化放送 株式会社 代表取締役社長	
長崎放送 株式会社 代表取締役社長	

※団体区分ごとに50音順としている。

行政	長崎労働局長
	長崎市長
	佐世保市長
	島原市長
	諫早市長
	大村市長
	平戸市長
	松浦市長
	対馬市長
	壱岐市長
	五島市長
	西海市長
	雲仙市長
	南島原市長
	長与町長
	時津町長
	東彼杵町長
	川棚町長
	波佐見町長
	小値賀町長
	佐々町長
新上五島町長	
長崎県知事	

(オブザーバー)

長崎県市長会事務局長

長崎県町村会事務局長